

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

**新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時
特例に関する法律の施行に伴う消費税の取扱いについて（法令解釈通達）**

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。以下「新型コロナ税特法」という。）の消費税法の特例の適用に当たっては、下記により取り扱われたい。

記

（新型コロナウイルス感染症等の影響による事業としての収入の減少）

- 1 新型コロナ税特法第 10 条第 1 項に規定する「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により…事業としての収入の著しい減少があった」とは、事業としての収入の著しい減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有することをいい、例えば、事業者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少があったことをいう。

（事業としての収入の著しい減少）

- 2 新型コロナ税特法第 10 条第 1 項に規定する「一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった」とは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間のうち任意の期間（連続した 1 月以上のものに限る。この項において「調査期間」という。）の事業としての収入金額（この項において「収入金額」という。）につき、その調査期間の直前 1 年間における調査期間に対応する期間（調査期間に対応する期間がない場合は、令和 2 年 1 月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間）の収入金額（調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前 1 年間の収入金額を 12 で除し、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額）に対して、おおむね 50%以上減少していると認められることをいう。

（注） 上記の収入金額の計算に当たっては、次のことに留意する。

- 1 収入金額の計算に当たっては、事業者の事業上の売上その他の経常的な収入についてはその額を含めるが、臨時的な収入である各種給付金はその額を含めないこととする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により事業者が収入すべき対価の額を減免した場合は、その減免した額は収入金額に含めないこととする。
- 2 「事業としての収入に著しい減少があつた」かどうかは、事業者の事業としての収入の著しい減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有するかどうかにより判定することから、例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を猶予していると認められる場合における収入金額の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予していると認められる賃料の額を控除することとする。

(調整対象固定資産の仕入れ等を行った新設法人等である特例対象事業者の納税義務の判定)

- 3 新型コロナ特法第 10 条第 4 項の規定の適用を受けた新設法人（消費税法第 12 条の 2 第 1 項に規定する新設法人をいう。以下同じ。）又は特定新規設立法人（同法第 12 条の 3 第 1 項に規定する特定新規新設法人をいう。以下同じ。）は、同法第 12 条の 2 第 2 項又は第 12 条の 3 第 3 項の規定が適用されないこととなる。

したがって、これら新設法人又は特定新規設立法人の基準期間（同法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）ができた以後の課税期間（同法第 19 条第 1 項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）における納税義務の有無の判定は、同法第 9 条第 1 項又は第 9 条の 2 第 1 項の規定によることとなるのであるから留意する。

(注) 当該新設法人又は当該特定新規設立法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、消費税法第 9 条第 1 項又は第 9 条の 2 第 1 項の規定によるほか同法第 11 条又は第 12 条の規定によることとなる。

(申請書の様式)

- 4 新型コロナ特法第 10 条に関する承認申請は、別紙様式 1 「新型コロナ特法第 10 条第 1 項（第 3 項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」又は別紙様式 2 「新型コロナ特法第 10 条第 4 項から第 6 項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」により行うものとする。

新型コロナウイルス税法第10条第1項(第3項)の規定に基づく
消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書

新型
コロナ

令和 年 月 日 税務署長殿	申請者	(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
下記のとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第10条第1項又は第3項に規定する特例の承認を受けたいので申請します。		
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 等 の 影 響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少 ()	
届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> 課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 課税事業者選択不適用届出書	
特例規定の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日	自 平成 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
上 記 課 税 期 間 の 基 準 期 間	自 平成 令和 年 月 日 至 平成 令和 年 月 日	左 記 期 間 の 課 税 売 上 高 円
事 業 と し て の 収 入 の 著 し い 減 少 が あ っ た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	左 記 期 間 の 事 業 と し て の 収 入 金 額 ① 円
直 前 1 年 間 に お け る 上 記 期 間 に 対 応 す る 期 間	自 平成 令和 年 月 日 至 平成 令和 年 月 日	左 記 期 間 の 事 業 と し て の 収 入 金 額 ② 円
収 入 の 著 し い 減 少 の 割 合 (① / ②)	%	
参 考 事 項		
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)	

※ 上記の申請について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第10条の規定により、

上記の届出書が適用を受けようとする課税期間の初日の前日又は末日である 平成 令和 年 月 日

上記の届出書が適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日である 平成 令和 年 月 日
に提出されたものとするを承認します。

第 号

令和 年 月 日

税 務 署 長

印

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	通信日付印
			年 月 日	

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. 事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類を添付してください。
3. ※印欄は、記載しないでください。

新型コロナ税特法第10条第4項から第6項の規定に基づく

新型コロナ

納税義務の免除の特例不適用承認申請書

收受印

令和 年 月 日 税務署長殿	申請者	(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)			
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印		
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
下記のとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第10条第4項、第5項又は第6項に規定する納税義務の免除の特例の不適用の承認を受けたいので申請します。					
新型コロナウイルス感染症等の影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少（ ）				
適用を受けようとする特例規定の種類	<input type="checkbox"/> 第10条第4項（消法12の2②又は同法12の3③の規定の不適用） <input type="checkbox"/> 第10条第5項（消法12の4①の規定の不適用） <input type="checkbox"/> 第10条第6項（消法12の4②の規定の不適用）				
特例規定の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日				
上記課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の課税売上高	円		
事業としての収入の著しい減少があった期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	左記期間の事業としての収入金額	①	円	
直前1年間における上記期間に対応する期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の事業としての収入金額	②	円	
収入の著しい減少の割合（① / ②）	%				
参考事項	調整対象固定資産若しくは高額特定資産の仕入れ等の日又は高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日 【 平成 年 月 日 】				
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)				

※ 上記の申請について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第10条の規定により、

- 消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）
- 消費税法第12条の4第1項
- 消費税法第12条の4第2項

の規定の適用を受けないことを承認します。

第 号

令和 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	入力処理	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認印		
	年 月 日			

- 注意
- この申請書は、2通提出してください。
 - 事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類を添付してください。
 - ※印欄は、記載しないでください。